

学校感染症の分類と出席停止期間

| 分類 | 感染症の名称 | 出席停止期間 |
|---|---|---|
| 第二種 | インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く) | 発症後 5 日かつ解熱した後 2 日を経過するまで |
| | 百日咳 <small>ぜき</small> | 特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 麻疹(はしか) | 解熱した後 3 日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発生した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。 |
| | 風疹(三日はしか) <small>ふうしん</small> | 発疹が消失するまで |
| | 水痘(水ぼうそう) | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱(プール熱) | 主要症状が消退後 2 日を経過するまで |
| | 結核、髄膜炎菌性髄膜炎 | 症状により学校医、その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで |
| 注)「結核」「髄膜炎菌性髄膜炎」を除く第二種感染症については、病状により医師が感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。 | | |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢 腸チフス・パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症(O-157) 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症(※下記に説明) | 医師が感染のおそれがないと認めるまで |

※その他の感染症

- 溶連菌感染症…適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経過して全身状態が良ければ登校可能
- マイコプラズマ感染症…急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
- 感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)…下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能

上記以外にも、感染症となる疾患があります。